

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

ひとり親家庭の母又は父及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座を受講し、修了した場合に受講修了時給付金を支給するとともに、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に合格時給付金を支給することで、学習を支援する制度です。

【対象者】

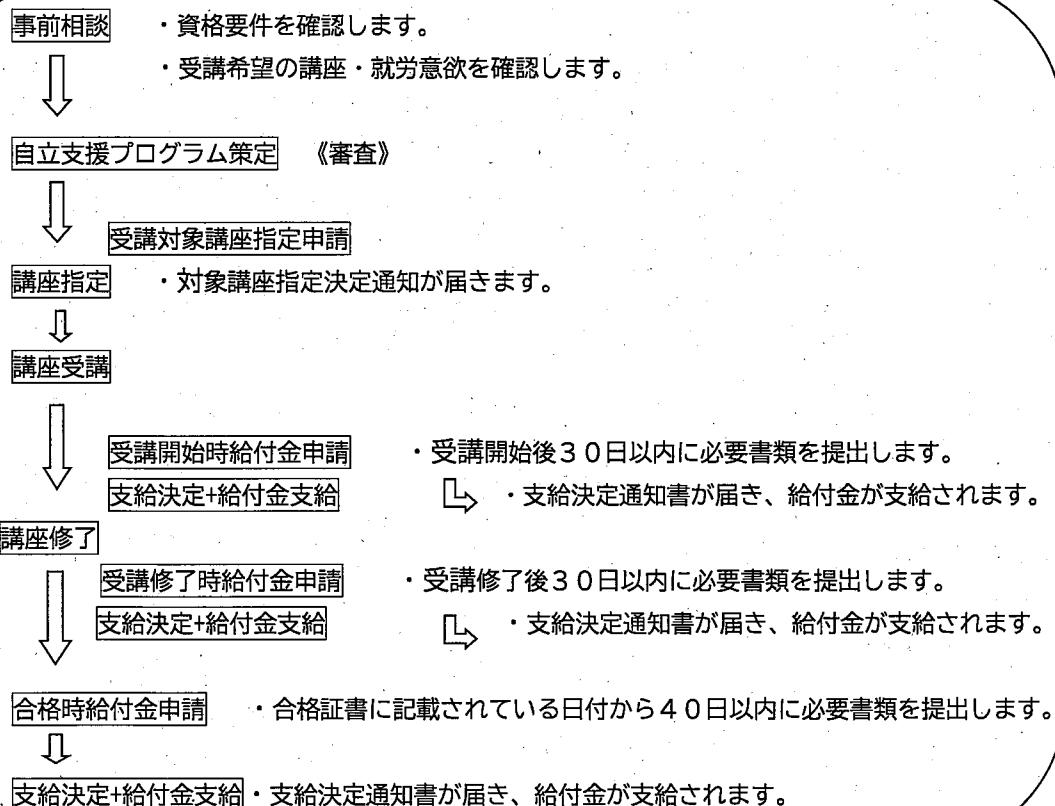
城陽市にお住まいのひとり親家庭の母又は父及びその児童で、次のすべての要件を満たす方

- 1 自立支援プログラムの策定を受けている方
◎簡単なアンケート等の記入と面接を行います。
- 2 受講する者の就学経験、就業経験、技能及び資格の取得状況等から判断して、高卒認定試験に合格することにより自立が効果的に図られると認められる方
- 3 過去に本制度（本市以外の市区町村等が支給するこれに相当する制度を含む）を利用していない方

【対象講座】

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）で市長が適当と認めたもの

【受給までの流れ】



【支給額】

	①受講開始時給付金 受講経費の40%	②受講修了時給付金 受講経費の50%（※1）	合格時給費金 受講経費の10%
通信	上限10万円	上限2万5千円	上限2万5千円
通学	上限20万円	上限5万円	上限5万円

（※1）既支給の①受講開始前給費金を差し引きます。

【申請方法】 ※受講前と受講後にそれぞれ申請が必要です。

◆講座指定に係る必要書類◆

- ・自立支援プログラムの策定を受けていることがわかるもの
- ・当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- ・当該申請者の属する世帯全員の住民票謄本

◆受講開始時給付金に係る必要書類◆

- ・受講対象講座指定申請書
- ・受講しようとする講座の資料等
- ・自立支援プログラムの策定を受けていることがわかるもの
- ・当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- ・当該申請者の属する世帯全員の住民票謄本

◆受講修了時給付金に係る必要書類◆

- ・受講対象講座指定通知書
- ・自立支援プログラムの策定を受けていることがわかるもの
- ・当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- ・当該申請者の属する世帯全員の住民票謄本
- ・受講施設の長が認定する受講修了証明書
- ・受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

◆合格時給付金に係る必要書類◆

- ・受講対象講座指定通知書
- ・自立支援プログラムの策定を受けていることがわかるもの
- ・当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- ・当該申請者の属する世帯全員の住民票謄本
- ・文部科学省が発行する合格証書の写し

【審査】

対象講座の指定や給付金の支給に当たっては審査を行います。審査の結果、支給等できない場合もあります。

【問合せ】

子育て支援課子育て支援係

電話 0774-56-4036 (直通)

Fax 0774-56-4060 (直通)

Eメールアドレス kosodate@city.joyo.lg.jp

※メールには必ず件名をいれてください。